

京都議定書の発効、目標達成計画の策定スケジュール等

2月16日 京都議定書発効

同日 改正地球温暖化対策推進法施行

【改正法の概要】
 ・ 地球温暖化対策推進本部の設置
 ・ 京都議定書目標達成計画の策定 等

「大綱の評価・見直し」⇒「京都議定書目標達成計画の策定」
 に移行

3月16日 地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議

林政審議会、中央環境審議会、産業構造審議会、
 情報通信審議会、総合資源エネルギー調査会
 交通政策審議会、社会資本整備審議会、国民生活審議会

3月末 地球温暖化対策推進本部開催
 (計画案のとりまとめ)

【地球温暖化対策推進本部】
 ・ 本部長 : 内閣総理大臣
 ・ 副本部長 : 内閣官房長官、環境大臣、経済産業大臣
 ・ 本部員 : 農林水産大臣他 (上記以外の全国務大臣)

↓
 パブリックコメント等 (1ヶ月程度)

↓
 4月下旬
 ~5月頃 地球温暖化対策推進本部開催 (計画案の決定)
 閣議 (計画の閣議決定)